

定年と同時に仕事を辞める人は今や少数派。60歳以降も働き続けるシニアは今後も増えそうだ。豊かな老後を送るには長く働いて収入を得るのが効果的だが、公的年金の知識も欠かせない。働き方などによって年金の額が変わる仕組みがあるからだ。働くシニアに必要な年金心得とは――。

「定年前の会社員が対象にした年金セシナーでは『在職老齢年金』について必ず話す。説明すると驚く人もいる」と社会保険労務士の望月厚子氏は苦笑する。在職老齢年金という名称からは、働き続けるのが特別にもらえる年金などを連想しがちだが、実はその逆。頑張った働き方によって年金額が減る仕組みだ。

65歳を境に違い

制度は65歳を境に計算方法が異なる(図A)。基準となる額は65歳未満で28万円、65歳以上で46万円。平均の「月収」と「通常であれば受け取れる年金月額」の合計が、基準額を上回ると、超過額の半分が年金額から差し引かれる。65歳以上だと基準額が高いので、企業役員のように収入がかなり多くなると減額の対象にはならない。

注意したいのは65歳未満で「特別支給の老齢厚生年金」をもらっていた「特別支給の月額」は平均で約10万円、大企業に勤めていれば12万、13万円ほど。もし月収が15万、20万円あれば基準に引っかけられてしまう(社会保険労務士の森本幸人氏)。計算上、年金月額が例えば10万円の人は月収が38万円を超えると年金額はゼロになる。

働くシニアの年金心得

図A 60歳以降に働いている間の年金は？

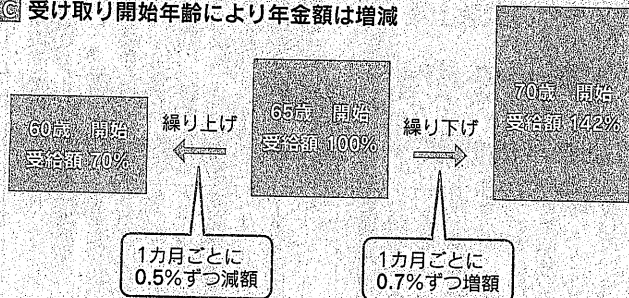
厚生年金に加入したケース (在職老齢年金)	月収 + 年金月額 > 28万円(65歳未満) または 46万円(65歳以上)	→ 超過額の1/2相当分が減額
厚生年金に加入しないケース	同上 ≤ 同上	→ 全額受け取れる

(注)月収は総報酬月額相当額(給与と直近1年間の賞与の1/12)

図B 60歳以降も厚生年金に加入して働く主な利点

- 将来リタイア後に受け取る年金額が増える
- 亡くなったときに遺族が受け取る遺族厚生年金が増える
- 加入期間中に障害を負った場合、障害厚生年金を受け取れる
- 払った年金保険料は社会保険料控除の対象になる
- 配偶者が60歳未満で第3号ならその保険料負担は生じない(働く本人が65歳になるまで)

図C 受け取り開始年齢により年金額は増減



(注)本来の受け取り開始年齢が65歳である人の場合

減額注意、繰り下げも手

減った分は「将来、完全にリタイアした後にまとめて支給される」と勘違いしている人もいるが、戻ってくることはない(望月氏)。特別支給の開始年齢は段階的に引き上げられており、今年4月以降の定年者では男性が63歳に上昇。女性は現状60歳で、キャリアが長く高収入の人は減額の影響を受けやすそうだ。最初の心得としてこの減額の仕組みを挙げたい。

組みを挙げたい。在職老齢年金は、60歳以降も働いて保険料を納付する厚生年金加入者を対象とする制度だ。目先の損得にこだわらぬなら、厚生年金に加入せずに働く手もある。だが「多く働けば月々の収入は増えるし、辞めた後に受け取る年金も増える。長生きしたときの経済的リスクへの防衛策になる」と森本氏は指摘する。

事や会社によるが、60歳以降も厚生年金に入ると働く機会も拡大している。そこで改めて、シニアが厚生年金に入ると働く利点を調べておく(図B)。

厚生年金への加入は最長で70歳まで可能。加入期間が長ければその分、退職後にもらう年金額は増える。ただ基礎年金(国民年金)部分は原則60歳で加入期間が終了する。このため、仮にそれまでと同じ収入で働いても「年金の増え方は緩やかになる」(望月氏)。

「障害厚生年金」の適用対象でいられる点も大きい。65歳までの加入期間中に初めて受診した病気やケガで所定の障害を負った場合、基礎部分(障害基礎年金)に上乗せして支給される。基礎部分では対象外である比較的軽度の障害も年金支給の対象としている。

厚生年金に入れば自動的にその会社の健康保険に加入することになり、そのケガや病気で欠けた給料の支払いがなくなった場合は傷病手当金を受け取れる。60歳以降も、健康保険料と介護保険料は会社が原則半分を負担してくれる。扶養家族がいればその分は保険料ゼロで医療が受けられる。大企業の健保組合なら法定外の給付も手厚い。

働くシニアがもうひとつ知っておきたい年金の仕組みが「繰り上げ」と「繰り下げ」。年金をもらい始める年齢を通常の65歳から早めたり、遅らせたりする仕組みだ(図C)。早めれば年金額は減り、遅くすれば年金額は増える。

長く働く人が選択したいのが繰り下げのほうだ。早い始めを65歳以降、1カ月遅らせると1年金額は0.7%ずつ増える。最も遅い70歳を選べば、年金額は通常より42%多くなる。繰り上げの場合、減った年金額は生涯続いたことを意味してはならない。「繰り上げた人の中には65歳になるともとの年金額に戻ると勘違いしている人もいる」(森本氏)。65歳になる前に障害を負っても、障害基礎年金をもらえないといったデメリットもある。

「繰り上げで後悔する人は少なくない。定年後の資金計画は80歳ぐらいまでしか考えない人が多いが、男性は90歳、女性は95歳ぐらいまで考えた」とファイナンシャルプランナー(FP)の畠中雅子氏は話す。特に男性よりも長生きが目立つ女性にとっては繰り下げのメリットは大きい。あらかじめ年金が増減する仕組みを心得ておけば、それに応じた選択が可能になる。(土井誠司)